

経済・財政一体改革推進委員会

各WGにおいて示された 今後の対応の方向等について

平成29年4月28日 内閣府

※ 本資料は、第17回経済・財政一体改革推進委員会で配布された各WG作成の資料から抜粋し、関連する参考資料を付すことによって事務局が作成したものである。

1. 社会保障WG・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 国と地方のシステムWG・・・・・・・・・・・・4
3. 経済社会の活力WG・・・・・・・・・・・・・・9

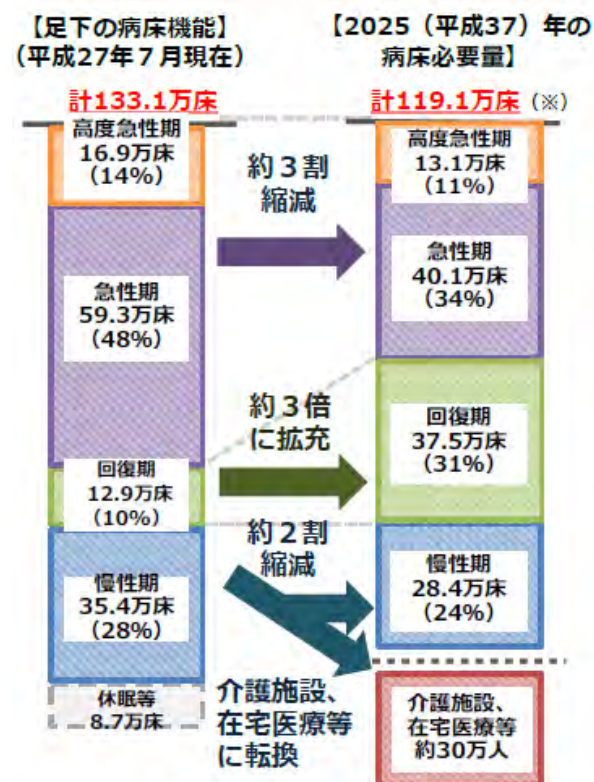
医療介護提供体制・診療報酬等

現状・課題

平成30年度における、医療費適正化計画の策定、医療計画、介護保険事業計画の同時策定、データヘルス計画の策定、国保の財政運営の都道府県化の施行、診療報酬・介護報酬の同時改定、介護保険制度改正を踏まえ、医療介護改革に向けた各種施策の有機的な連携を図る必要がある。

対応の方向

- 国の効果的な支援の下、**都道府県のガバナンスを強化**し、予防・健康・医療・介護における都道府県の役割を強化する。
- **地域医療構想の実現に向け**、平成29年度以降、地域ごとの地域医療構想調整会議での具体的議論を促進する。国から必要なデータを提供し**個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の策定**に向けて集中的な検討を促進する。
- **地域医療介護総合確保基金の重点配分**を行うとともに、地域医療構想の実現に資するよう、病床の機能分化・連携を推進する入院基本料の在り方や介護保険の新施設の介護報酬・施設基準の在り方、医療介護の連携強化に向けた診療報酬・介護報酬の在り方等について検討する。また、都道府県知事の権限の在り方についても検討を行う。



※ 内閣官房推計（平成27年6月）の合計
114.8～119.1万床の範囲内

医療費適正化

現状課題

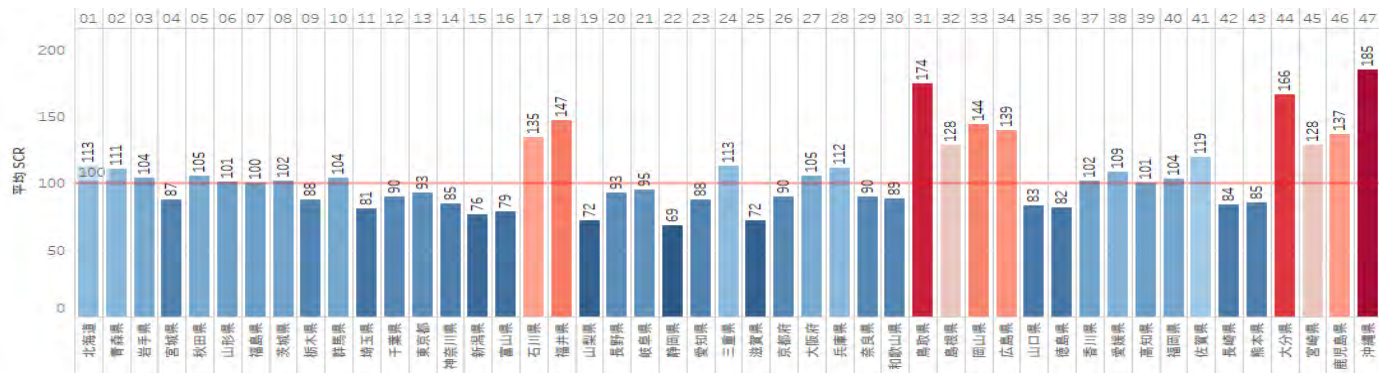
医療費適正化に向けた取組を推進するために国、都道府県、保険者、医療関係者、企業、国民がそれぞれの役割の下で協働して取り組むよう国や都道府県のガバナンスの強化を図ることが重要。

対応の方向

- データ基盤を強化するとともに、都道府県がとりまとめる市町村、保険者、医療関係者等が参加する協議体を構築し、関係者、国民の行動変容を促す。
- 後期高齢者支援金の加算・減算制度の最大で法定上限(±10%)まで引き上げる。また、国保のインセンティブ措置の強化を検討する。
- 医療費の地域差半減に向けて、入院医療費については、地域医療構想の実現をはじめ政策的手段を駆使して取り組む。外来医療費については、医療費適正化基本方針の取組を実施するとともに、できるだけ早く追加的取組を検討する。

■ 診療行為の地域差

K664 胃瘻造設術 (150171610) 59,496件



(出典) 第2回 評価・分析WG(平成29年4月6日) 藤森委員提出資料

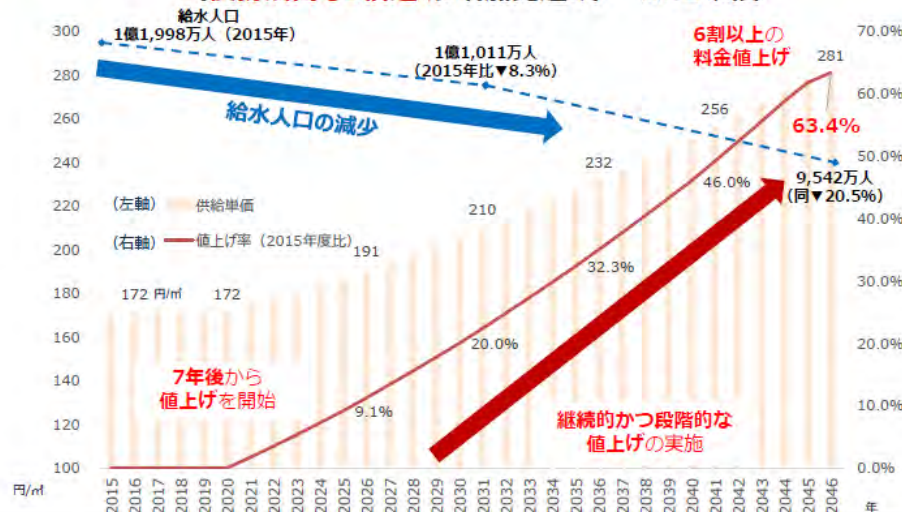
地方財政の今後の方向性

- 多くの地方公共団体が将来の景気変動や財政負担の増加に備えて財政調整基金等を積み増している。

- 地方単独事業全般の実態についての「見える化」を一層進める。関係省庁間で協議して、社会保障関係支出及び社会資本の維持管理・更新経費について、国及び地方の財政負担の10年程度の見通し(地方分には地方単独事業分を含む。)の「見える化」を図る。各地方公共団体においてもそれに準じて住民に対し見通しを明らかにし、改革の取組と計画的な財政運営を進めるよう促す。【図表】
- 財政調整基金等の積立金の増加について、どのような団体で、またどのような理由で増加しているか、実態の把握・分析を行った上で、財政調整基金等の現在高又はその増加幅が顕著な団体について個別にその事情を明らかにする。

わが国水道事業の将来シミュレーション ～①全国末端集計～

人口減少、設備更新対応により、30年後には6割以上の料金値上げが必要か
(債務残高も2倍近くに増加見込み) ※DBJ試算



(出典) 第3回 評価・分析WG(平成29年4月17日)
株式会社日本政策投資銀行提出資料

先進事例の全国展開等による業務改革の加速

現状・課題

- 各自治体では、工夫を凝らした様々な業務改革を通じてコスト削減を実現している。そうした動きを加速するため、更なる取組を行う必要があるのではないか。

対応の方向

- 地方公共団体間で課題等を共有しつつ共同して自主的に進める業務改革について、「**地方の、地方による、地方のための**」改革として、他の模範となる先進事例の全国展開が図られるよう、**地方主体の取組を支援**する。【図表】

■町田市による取組事例

自治体間比較による業務改革
～行政サービス水準他市比較調査～

比較調査の実施

業務量・業務コスト等
客観的情報に基づく比較

ベストプラクティスの構築

各団体の優位性のある取組みを
共有し、取り入れる

サービスレベル・業務の最適化

4-1 ベストプラクティスの構築(意見交換会)



自治体間の現場の担当者同士で、定量的な比較に基づき、改善・改革に向け話し合うのは、おそらく全国で初めて

自治体間でのこれほどの差異は「驚き」だ。

・今までの固定概念が崩れて改善の余地があることがわかった
・質を確保しつつ、より効率的かつ円滑に事務を進めていくための取組みは何か
・今後増え続ける事務に対応するためには、どのような取組みが求められ、事務の内容や実施体制をどのように変えていく必要があるのか



インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォームの構築等の推進

現状・課題

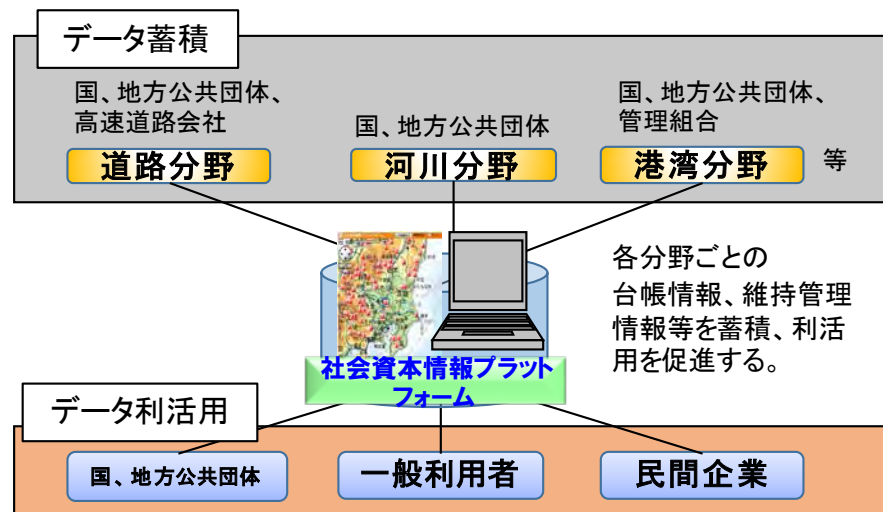
インフラの適切な維持管理・更新には「情報の共有化・見える化」が必要。現在は、施設分野ごとのデータベース化等を推進。インフラに関する情報は、その使われ方に関する情報や他分野の情報等を連携することにより、社会資本の維持管理のスマート化の加速化やまちづくり、地域振興等の基盤となることが期待。そのためには、官民連携、分野横断したデータプラットフォームの整備が必要。

対応の方向

- 社会資本整備に関連する**各種データを情報共有・活用**。各インフラ管理者は保有するデータの提供等によりプラットフォームとの連携を推進。地域がデータを重ね合わせて面的・空間的な状況を把握できるよう、内閣府、内閣官房、関係省庁が連携してデータ様式の標準化を推進。**データプラットフォームの整備に当たっては地域の大学等との連携を推進**。【図表】
- **総合科学技術・イノベーション会議が中心**となって、**成果重視・重複排除等の観点から、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術の政府全体の予算や施策を俯瞰する取組**を進め、各府省やSIPの取組を整理し実装化できるものを工程化。

■ 関係府省によるデータプラットフォーム構築の取組

- 社会資本情報プラットフォーム(国土交通省)



(出典) 第1回国と地方のシステムWG
(平成29年2月24日)
国土交通省提出資料より作成

十分に活用されていない土地・空き地等の有効活用等

現状・課題

- 所有者の所在を把握することが難しい土地等(以下「所有者所在不明土地等」という。)が発生しており、農地の集積・集約化や公共事業をはじめとする土地全般のさまざまな分野で喫緊の課題となっている。【図表】
- 今後、多死・人口減少が進むとともに資産としての土地の保有や管理への関心が低くなることに伴い、所有者所在不明土地等がさらに増加するおそれがある。

対応の方向

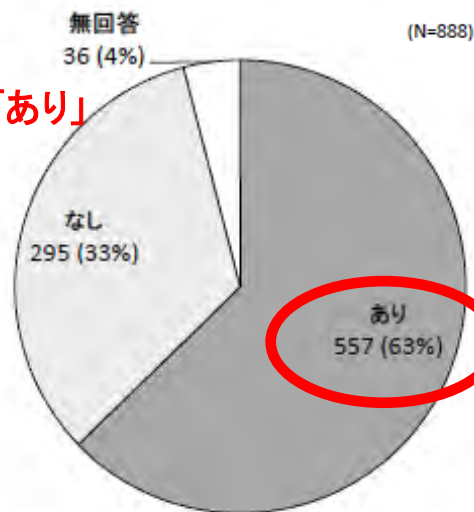
所有者所在不明土地等への対応について、下記の取組を検討し、**年内に具体的な施策**をとりまとめる。

- 土地収用手続きについて、さらなる合理化や、申請作業の**一部の外注**などの対応策を講じる。
- 不動産登記簿情報のオンライン化を行政機関内部で進めるのに併せて、今後のマイナンバーの利用の範囲の拡大も見据えつつ、それぞれの**行政機関が保有する所有者情報を行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築**する。

さらに、所有と利用を分離し土地に利用権を設定するスキームや、事実上の管理者による貸付け等を可能とするスキームを設計するなど、**政府一体となって所有者所在不明土地等の利活用を促進する制度の検討**に速やかに着手する。

■ 「所有者不明化」による問題発生の有無

557自治体(63%)が「あり」



※Nはいずれも自治体数

■ 不納欠損処分に占める所有者不明等関連の比率

項目	金額
固定資産税の不納欠損処分のうち個人のもの (a)	1,537,445千円
上記のうち所有者居所不明や死亡者課税に関連するもの (b)	277,396千円
b/a	18%

18%が所有者不明等に関連するもの

コンパクト・プラス・ネットワークの形成等による地域・都市の活性化

現状・課題

まちづくりと関連する政策分野における各省庁の支援施策は、相互の連携強化が進んでいるものもあるが、市町村のコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組と整合的なものとなっていないものもあるのではないかと。

対応の方向

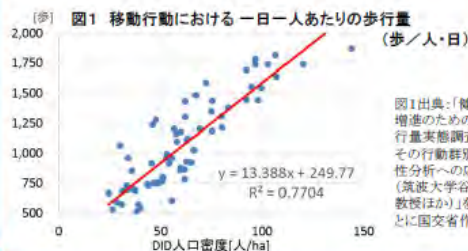
○ 過去の取組事例の課題等进行分析しつつ、**歩いて暮らせるまちづくり**や持続可能な地域公共交通網の形成、公共施設再編、拠点エリアへの医療・福祉施設の誘導等に取り組むモデル都市の形成・横展開を推進する。【図表】

■ まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン

○ コンパクトシティの多様な効果の一つである**健康増進効果を把握することを目的に**、身体活動の基本であり、まちづくりの指標となる**歩行量(歩数)の調査のためのガイドライン**を策定

I ガイドラインの背景

- ・コンパクトシティの取組によって歩行量(歩数)の増大が期待される
- ・歩行は身体活動の基本、歩行量(歩数)の増大により健康増進効果が期待される



II 日常生活における歩行量(歩数)の特性

- ・多く歩く人の存在が平均を押し上げており、モニタリングには中央値を採用することを推奨
- ・都市規模別、男女別、年齢別の中央値を整理(都市規模が大きいほど歩行量(歩数)が多い→Iと合致)
- ・高齢化(加齢)により歩行量(歩数)は急減する傾向

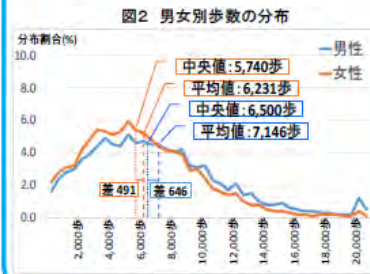


表1 1日当たりの歩数分布

都市規模別・年齢別 (男女計中央値) (例)	大都市+23区特別区 以上	15万人以上	15~5万人	5万人未満
20代	7,568	7,038	6,954	6,507
30代	7,001	6,784	6,549	6,220
40代	7,398	6,973	6,815	6,905
50代	7,528	6,812	6,628	6,449
60代	6,521	6,155	5,961	5,624

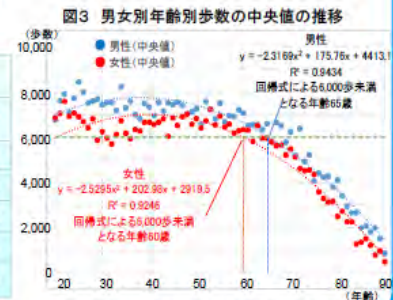


表1、図2、3出典:国民健康・栄養調査(2008~13, 12除く)をもとに国交省作成

地域人材の育成、地域間の人材交流、地域イノベーションの創発について

現状・課題

地域により大学進学者や就職者の県外への流出割合が高いなど、地域を支え創る若者の地域内の定着が課題。地域の産業等のニーズに合った人材の確保・育成、将来の地域を牽引する人材の育成に向けて、地域の高等学校や地方大学等の更なる活性化・活用が重要。地域イノベーション促進の観点から、地方大学等の活性化・活用とともに、大学等における活発な人材交流を通じ、イノベーションが創発する環境が重要。

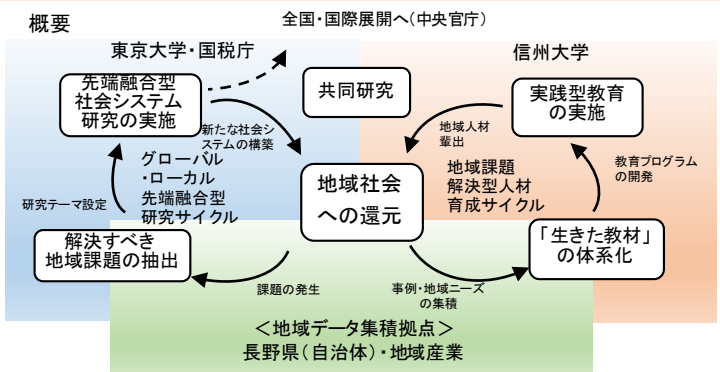
対応の方向

- 地域のニーズを把握し地域と協働・連携する仕組みとして、例えば**高等学校のコミュニティ・スクール制度を推進**。
- 都市圏と地方、地方の大学間など地域をまたぐ**クロスアポイントメントの活用・促進**による、研究者等の人的交流・流動化の促進、これを契機とした大学間連携や産学官連携の促進。【図表1】
- **都道府県が**地域における高等教育機関の活用・振興や大学間連携や公設試験機関、高等学校、産学官の連携に**主体的な役割を果たす**ことを通じ、地域に必要な人材の育成、地域のプラットフォーム形成を促進。職業教育訓練との連携。【図表2】

【図表1】

<Case2. 信州大学経済学部と東京大学>

長野ワインの地域ブランド戦略構築に向けて、ワインの地理的表示等知的財産の知識を得るためにクロスアポイントメント



◇信州大学

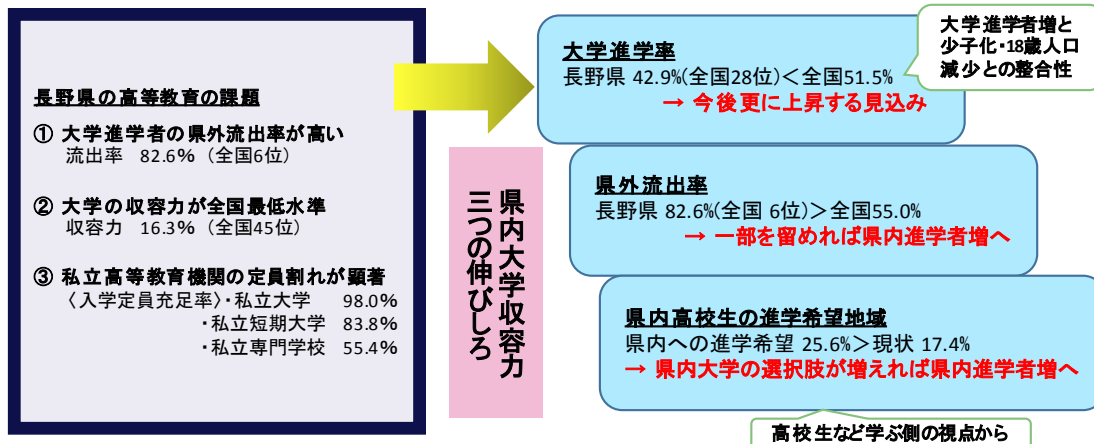
東京大学、国税局、長野県、県内業者等と連携して、'ワインを中心とした地域ブランド研究と、それに携わる人材育成を実施。当該教員は、専門としている知的財産分野の知見から、研究、人材育成の中核を担う

◇東京大学

知的財産法を専門としている教員をクロスアポイントメント制度を活用して、信州大学にて雇用。東京大学の先端研究を地域に還元するための架け橋としても活躍

【図表2】都道府県の大学等振興政策(長野県)

- 長野県高等教育振興基本方針（平成28年5月）を策定し、高等教育の魅力向上、大学間連携、産学官連携、高校生等への発信に関する方策を提示。信州高等教育支援センター（長野県）、信州産学官人づくりコンソーシアム、高等教育コンソーシアム信州等が連携し各施策を実施。



(出典) 図表1：第3回 経済社会の活力WG(平成29年4月6日) 文部科学省提出資料より作成

図表2：第3回 経済社会の活力WG(平成29年4月6日) 事務局資料より作成

生涯を通じた学習・能力開発機会の確保に向けた大学等における社会人の学び直し

現状・課題

企業の人的投資が減少する中、技術革新の進展に対応し、個人が自らキャリア形成が行えるよう、社会人のスキルアップや能力開発が不可欠。
生涯を通じた学習機会・能力開発の機会として、職業訓練のほか、大学等における社会人の学び直しのための環境整備が必要。

対応の方向

- **大学等の社会人学び直し機能強化**(学修ニーズにあったプログラムの開発・提供。教員等の人材確保などの学内体制の整備。開講時間や受講期間の弾力化。ICTの活用。)
- 学習機会の選択や学び直しによるキャリアアップを促進するため、認証等による質の保証、学修成果やメリットの可視化、優良事例の横展開、**教育訓練休暇制度の普及促進**等を図る。【図表】

【図表】 ヤフー株式会社サバティカル休暇制度

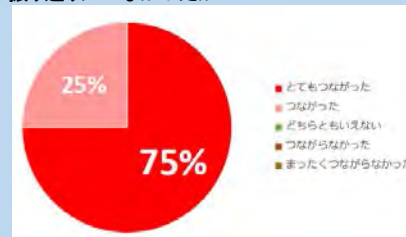
導入目的	自分のキャリアを真剣に見つめなおす機会
適用対象者	勤続10年以上の社員(在職中に1回)
取得期間	2ヶ月以上3ヶ月以内
取得申請	取得希望日の4ヶ月前迄
支援金	月額給与の1ヶ月分、有給休暇の使用も可能
その他	取得後レポート要提出、年次有給休暇付与の算定基準には含める、1年を上限として時季変更あり

取得実績



利用者の声

Q. サバティカル休暇を通して自身のキャリアの振り返りにつながったか？



(出典) 第2回 経済社会の活力WG
(平成29年3月13日)

ヤフー株式会社提出資料より作成